

## 地下埋設物情報の調査に関する特記仕様書

### 1. 適用範囲

本特記仕様書は、地下埋設物情報の調査（設計業務の成果物としてその他必要な事項）を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2. 調査等

受注者は、地質調査や工事施工段階の事故防止に資することを目的として、敷地の管理者及び隣接公共施設（道路等）の管理者に対して聞き取り調査及び現地確認を行い、工事施工箇所及びその周辺の埋設物について調査を行う。

また、既存建物図面がある場合は、図上による地下埋設物調査も併せて行う。

調査の結果、工事施工箇所及びその周辺に埋設物がある（恐れがある物を含む）場合、当該埋設物の所有者に埋設状況を確認するとともに、施工時の立会いの必要性等について聞き取り調査を行うものとする。

なお、工事施工等による影響が及ばない位置の公共施設等の地下埋設物については、発注者と協議の上、調査対象から除くことができるものとする。

### 3. 調査の記録

受注者は、別紙（地下埋設物情報の確認調書）に調査結果の概要を記載するとともに、聞き取りの詳細について議事録を作成するものとする。

また、地下埋設物がある（恐れがある）場合は、その情報が示された台帳等の資料（道路台帳、埋設物台帳等）を入手するものとする。

### 4. 成果品の提出

受注者は、地下埋設物情報の確認調書、議事録及び入手した台帳等の資料を成果品として発注者に提出するとともに、工事に影響を与える可能性のある地下埋設物及び近接する地下埋設物について、位置関係が分かるよう設計図書に明示するものとする。

### 5. 発注者への説明

受注者は、成果品の内容について発注者に十分説明を行うものとする。